

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年4月30日（1号炉）

令和7年4月30日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年5月14日（1号炉）

令和7年5月14日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年6月30日（1号炉）

令和7年6月30日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年7月11日（1号炉）

令和7年7月11日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年8月13日（1号炉）

令和7年8月25日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年9月1日（1号炉）

令和7年9月1日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年10月28日（1号炉）

令和7年10月27日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年11月28日（1号炉）

令和7年11月28日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和7年12月9日（1号炉）

令和7年12月10日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和8年1月15日（1号炉）

令和8年1月15日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1： 濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2： 3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1，2，3月の平均、2，3，4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和8年2月24日（1号炉）

令和8年2月25日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム134、137の測定値を、それぞれ20、30で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1、2、3月の平均、2、3、4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。

組合ごみ処理施設の排ガス中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：株式会社 理研分析センター

試料採取年月日：令和8年3月2日（1号炉）

令和8年2月2日（2号炉）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/m³

施設名	空気中の濃度限度(※)	分析結果		
		放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム合計
仙南クリーンセンター	1号炉	放射性セシウム 134 20Bq/m ³	不検出	不検出
	2号炉	放射性セシウム 137 30Bq/m ³	不検出	不検出

※ 空気中の濃度限度の考え方（環境省作成『廃棄物関係ガイドライン』より引用）

備考1：濃度限度は、3ヶ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値（セシウム 134 とセシウム 137 の場合、各濃度限度に対する割合の和）が1を超えないようにすることである。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

備考2：3ヶ月の平均濃度の考え方は以下のとおりとする。

- 1ヶ月に1回以上測定を行う。セシウム 134、137 の測定値を、それぞれ 20、30 で除し、和を求めることで、1に対する割合を求める（有効数字2桁）。
- 1ヶ月に2回以上測定を行った場合は、1)で求めた割合の平均値を取り（有効数字2桁）、その月の測定値とする。
- 2)の計算結果について、連続3ヶ月の平均値を取り、濃度限度である「三月間の平均濃度」とする（有効数字2桁）。
- 例えば1～4月まで測定した場合、1，2，3月の平均、2，3，4月の平均、それぞれが連続3ヶ月の平均値とする。